

# 裁判に ついて



池袋第二小学校6年  
兼平 夏帆

# 目 次

1. なぜ裁判について調べようと思ったか

2. 裁判とは？

2-1. 三権分立

2-2. 裁判の種類

2-2-1. 刑事裁判

2-2-2. 民事裁判

3. 裁判の歴史

3-1. 原始・古代

3-2. 中世・近世

3-3. 近代(明治～戦前)

3-4. 現代(戦後～平成)

4. 裁判所

5. 裁判の仕組み

5-1. 三審制

5-2. 裁判に携わる人々

5-2-1. 裁判官

5-2-2. 檢察官

5-2-3. 弁護士

5-2-4. その他裁判に携わる人々

5-3. 裁判の流れ

5-3-1. 刑事裁判

5-3-2. 民事裁判

## 5-4. 裁判員制度

5-4-1. 裁判員制度とは

5-4-2. 裁判員の仕事

5-4-3. 裁判員の選び方

## 5-5. これからの裁判制度

5-5-1. ADRとは?

5-5-2. ADRのやり方

5-5-3. ADRの特徴

5-5-4. ADRの流れ

5-5-5. ADR機関

## 6. 世界の裁判

6-1. 諸外国の司法参加制度

6-2. 諸外国の司法参加状況

## 7. 死刑制度

## 8. 裁判傍聴

## 9. 模擬裁判

## 10. 調べた本とアドレス

## 11. 終わりに

1.なぜ裁判について調べようと思ったか  
私がなぜ裁判について調べようと思ったか  
というと、5年生の時学校で弁護士の先生を招き  
模擬裁判の授業を行ない、それを受けたからです。

私の将来の夢が弁護士になることであったことも  
あり、関心がとても高まりました。

また、2009年から裁判員制度が始まって今年で  
3年となります。これについてもまだ疑問  
点がたくさんあります。

このほかにも、裁判はいつからできたのかなど  
のような人々が裁判に携わっているのかなど、  
知りたいことがたくさん出てきたので、裁判  
について調べてみることにしました。

## 2. 裁判とは？

私は「裁判」という言葉は幼稚園のころから知っていました。テレビで時々報道される刑事事刑の裁判を、何回も見たことがあります。

裁判では、事件を起こした人が本当に犯罪を犯したのかどうか、もし犯したのならばどのような罰を与えるのかを決めていました。

また、辞書で調べると「日常生活の中で起こるさまざまな争いを法律にもとづいて解決すること」と書いてあります。

しかし、「裁判って何？」と誰かに聞かれても詳しく答えることができません。

そこで、まず裁判とはどういうものなのかということについて、詳しく調べることにしました。

### 2-1. 三権分立

裁判について調べていく中で重要なものに「三権分立」というものがあります。

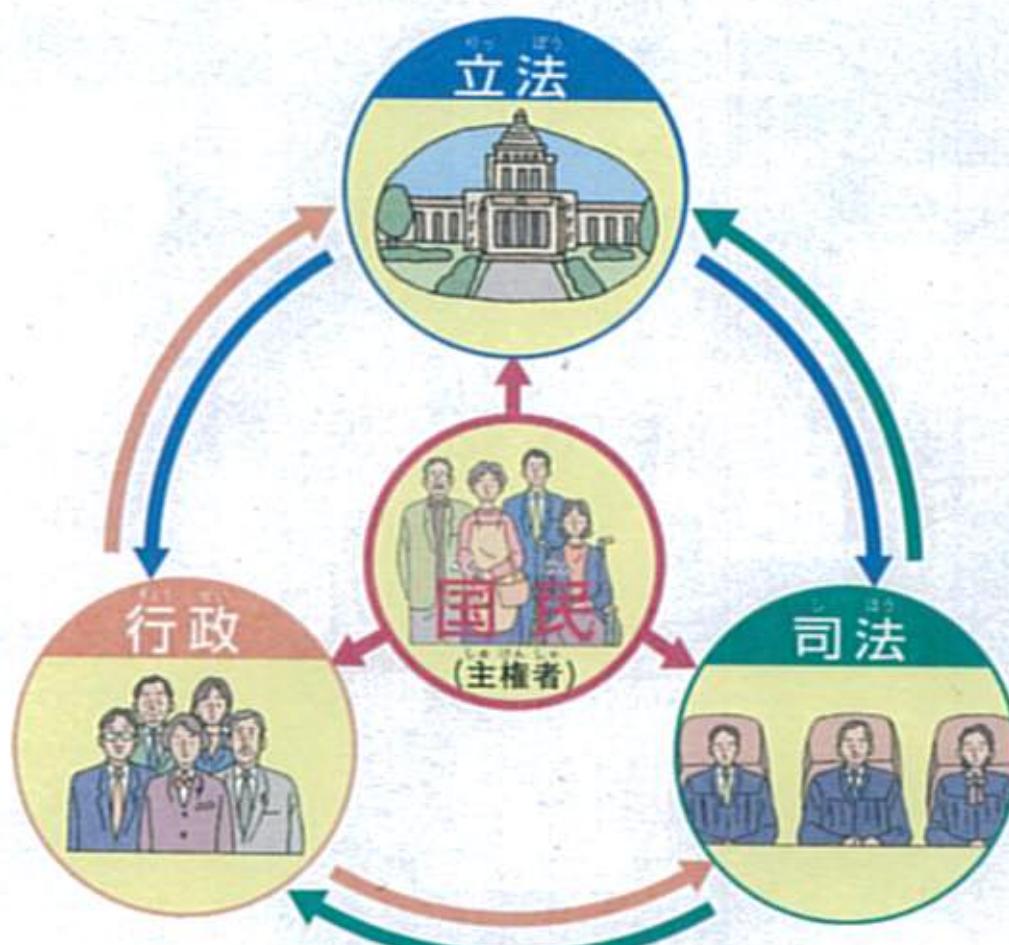
現在の日本の政治は、三権分立という仕組みがとられています。

裁判は、辞書で調べたように法律に基づいて行わ

れますか？その法律を制定する権力を立法権と言います。

そして、制定された法律に基づいて判断をし、それに当事者を従わせることで争いを解決する権力を司法権と言います。

これらに政治を実際に行う権力である「行政権」を加えた3つを国の権力とし、それぞれ国会が立法権を、内閣が行政権を、裁判所が司法権をもって、互いに監視させることを「三権分立」といいます。



裁判所が公正な裁判ができるように、裁判所の権限はほかの権力から独立しています。これを「司法権の独立」と言います。

## 2-2. 裁判の種類

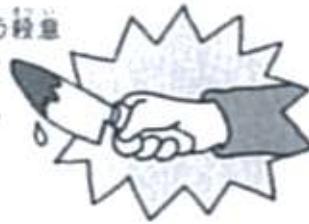
裁判には、大きく分けて「刑事裁判」と「民事裁判」があります。

### 2-2-1. 刑事裁判

刑事裁判とは、犯罪を犯した疑いで起訴された人が有罪か無罪か、また有罪であればどういう刑罰を下すのかを決める裁判のことです。  
<犯罪とは?> 法律によって禁じられている行為のことです。  
<起訴とは?> 刑事事件について検察官が裁判所に審理を求めることです。

刑事事件の進み方は5章で詳しく説明します。

また、次のようなことが刑事事件になります。

<b>殺人</b> 殺すという殺意を持って人を殺した場合。 	<b>傷害致死</b> 暴力でけがをさせ、結果的に人を死なせた場合。 	<b>窃盗</b> 他人のお金や品物を盗んだ場合。 
<b>強盗</b> おどしたり、暴力をふるつたりしてお金や物をうばった場合。 	<b>通貨偽造</b> 本物そっくりなお金を作った場合。 	<b>誘拐</b> 無理やりあるいはだましたりして人を知らないところに連れ去った場合。 
<b>麻薬や覚せい剤の売買</b> 体と心をこわしままい一度使うとやめられなくなる麻薬や覚せい剤を売ったり買った場合。 	<b>強制わいせつ</b> 暴力などによって、体にさわったりみだらな事をした場合。 	

他にも、人をだます詐欺などの、さまざまなお犯罪が刑事事件となり、刑事裁判が開かれます。

## 2-2-2. 民事裁判

民事裁判とは民事法という個人と個人の間で取り決めをするときの、権利や義務について定めた法律に基づき、契約や売買、離婚や相続などの争いについて、判断を下す裁判のことです。

民事裁判の進み方は、5章で詳しく説明します。

また、次のような争いが民事裁判になります。

<p><b>お金の貸し借り</b> お金を貸したのに返さない、高い利子をとられるなどのトラブルの場合。</p> 	<p><b>マンションの貸し借り</b> 家賃もはらわず、部屋からも出ていかない場合。</p> 	<p><b>損害賠償</b> こわされたものの価値に相当する額のお金を請求する場合。</p> 
<p><b>離婚問題</b> 話し合いで離婚できない場合に裁判で離婚を認めてもらおうとする場合や、養育費の支払いを求めるような場合。</p> 	<p><b>財産分け</b> 親が亡くなった時、その財産をめぐる相続争いの場合。</p> 	<p><b>名誉を傷つけられた</b> 雑誌などで、うそのある記事を書かれたり名前を傷つけられ慰謝料を請求する場合。</p> 
<p><b>交通事故にからむお金の問題</b> 交通事故は刑事事件、それからくる賠償金の金額などは民事事件。</p> 	<p><b>会社を解雇された</b> 理由もなく会社を辞めさせられた場合に、未払いの給料を請求する場合。</p> 	

他にも、人が発明した物やアイデアを守るために著作権がおかされた場合や、会社がつぶれた場合も民事裁判になります。

### 3. 裁判の歴史

人が集まれば争いが起つり、争いが起これば仲裁が必要になります。今ではきちんとした裁判の仕組みがあります。でも昔はどうしていたのでしょうか？そこで、大昔から現在までどのようにして裁判制度が変わってきたのかについて、調べることにしました。

#### 3-1. 原始・古代

原始(弥生時代)以降農業がさかんになるにつれてさまざまな儀式が行なわれるようになりました。



そこで、争いを解決する手段の一つとして用いられたのに「盟神深湯(くがたち)」というものがありました。

熱湯に手を入れて、手がたたれたらその人の主張はうそであるとされた裁判です。古代になると領主などの支配者による

裁きが行われるようになりました。しかし、その領主らの権利や利益が判断の基準となっていました。なので公正な裁きはどうてい望めず、現在の裁判制度とは程遠いものでした。

### 3-2. 中世・近世

中世に入ると、国王や領主等の支配者が裁判官となりました。しかし、古代と同じように自分たちの権利や利益が判断の基準となっていました。

江戸時代になると、江戸や大阪の大都市に町奉行という役職が置かれるようになりました。これが今の裁判官です。

そして、奉行の呼び出しを受けた訴訟人、付添人が法廷に入って審理を受けるという仕組みになりました。

当時、審理をする上で基本となったものは



「公事方御定書百三か条」で訴訟に携わる者にとっては日常的に六法全書のごとく手元になくてはならないものでした。

〈六法全書とは?〉主な法令が示された本のことです。

また、当時は三権分立がなかため町奉行は裁判所であると同時に、警察や役所でもありました。

### 3-3. 近代(明治～戦前)

明治22年に大日本帝国憲法が公布され、司法権は天皇の名において法律により裁判所が行使することが定められました。現在の最高裁判所にあたる大審院をはじめ、すべての裁判所の玄関には「菊の御紋」が飾られ、それにより裁判所の威厳が保たれたようです。警察や検察による拷問が当たり前のようにあつたこの時代は、裁判も決して公正では



菊の御紋

ありませんでした。

ところで、この時代に実は国民が裁判に参加できる制度の1つである陪審制度がありました。

(陪審制度については6章で詳しく説明します)

大正12年に成立した陪審法に基づき、昭和3年、12人による陪審裁判がはじまりました。

しかし、裁判所は不適当と思われる陪審決定に従う必要はなく、陪審員をとりかえて何度も裁判を行なうことができたため、やはり裁判は公正ではありませんでした。

にもかかわらず、国民の関心は高く、大戦の激化で昭和18年に廃止されるまでに、25192件が陪審適合事件として受理されました。ちなみに、月給100円が高給とされた当時陪審員の日当は5円、食事代は25円という実情でした。



### 3-4. 現代(戦後～平成)

昭和21年11月3日、日本国憲法が公布されました。これにより、それまでの天皇主権が国民主権に改められ、国民には基本的人権が保障されるようになりました。

それに伴い、さまざまな制度の民主化が進みました。

その中で裁判制度も民主化されていきます。裁判所裁判官をやめさせることができ、国民審査や、裁判官弾劾制度がその一例です。

この中で特徴的なものに刑法の改定がありました。

大逆罪や不敬罪という皇室に対する罪や、姦通罪という妻の不倫の罪などが廃止されました。

さらに、それまでは被告人が犯罪事実を認めれば犯罪事実を証明できたため、犯罪事実を認めさせようと拷問が横行していたのに対し、改

正後は物的証拠もあってはじめて犯罪事実の証明となる、証拠主義がとられるようになりました。また、黙秘権などのさまざまな権利が戦後、国民に与えられるようになりました。このようにして、現在の裁判制度が形成されたといえるでしょう。



〈黙秘権とは?〉刑事事件で捜査される時や刑事裁判で、質問に答えなくてよい権利のことです。

## 4. 裁判所

裁判は裁判所で行われます。でも、その裁判所はどのような所なのか、どこにあるのかはよく知りません。

そこで、裁判所について詳しく調べることにしました。

裁判所には、大きく分けて最高裁判所と下級裁判所があります。

### (1) 最高裁判所

司法権の最高機関です。

法令が憲法に違反していないかどうかを検査する、違憲立法審査権を持つので「憲法の番人」とも言われます。

また、上告された裁判に最終的な判断を下すことができます。

(上告については、5章で詳しく説明します)

日本に1つ、東京にあります。

## (2) 下級裁判所

最高裁判所以外の裁判所のことと指します。

### 下級裁判所とその数

裁判所の名前	各裁判所の数・置かれている場所
高等裁判所	日本の8か所の大都市(東京・大阪・名古屋・広島・福岡 仙台・札幌・高松) 支部:6か所 特別支部、知的財産高等裁判所(東京)
地方裁判所	全国:50か所 支部:203か所
簡易裁判所	全国:438か所
家庭裁判所	全国:50か所 支部:203か所 出張所:77か所

最高裁判所と下級裁判所の関係は5章で  
詳しく説明します。

日本全国には、次のような場所に裁判所があります。

## 日本全国の裁判所



君たちの近くにも  
裁判所はあるんだよ。

札幌高等裁判所管内

旭川  
札幌  
函館

名古屋高等裁判所管内

金沢  
富山  
福井  
岐阜  
長野  
新潟  
宇都宮  
水戸  
千葉  
東京  
甲府  
横浜  
静岡

仙台高等裁判所管内

青森  
秋田  
盛岡

山形  
仙台  
福島

長野  
新潟  
宇都宮  
水戸  
千葉  
東京  
甲府  
横浜  
静岡

広島高等裁判所管内

東京高等裁判所管内

福岡高等裁判所管内

高松高等裁判所管内

凡例

- 最高裁、高裁、知財高裁、地裁、家裁、簡裁
- 高裁、地裁、家裁、簡裁
- ◆ 高裁支部、地裁、家裁、簡裁
- 地裁、家裁、簡裁

那覇

## 5. 裁判の仕組み

これまでそもそも裁判とは何か、裁判の歴史、裁判が行なわれる裁判所について調べました。では、裁判とはどのように行なわれていくのでしょうか？

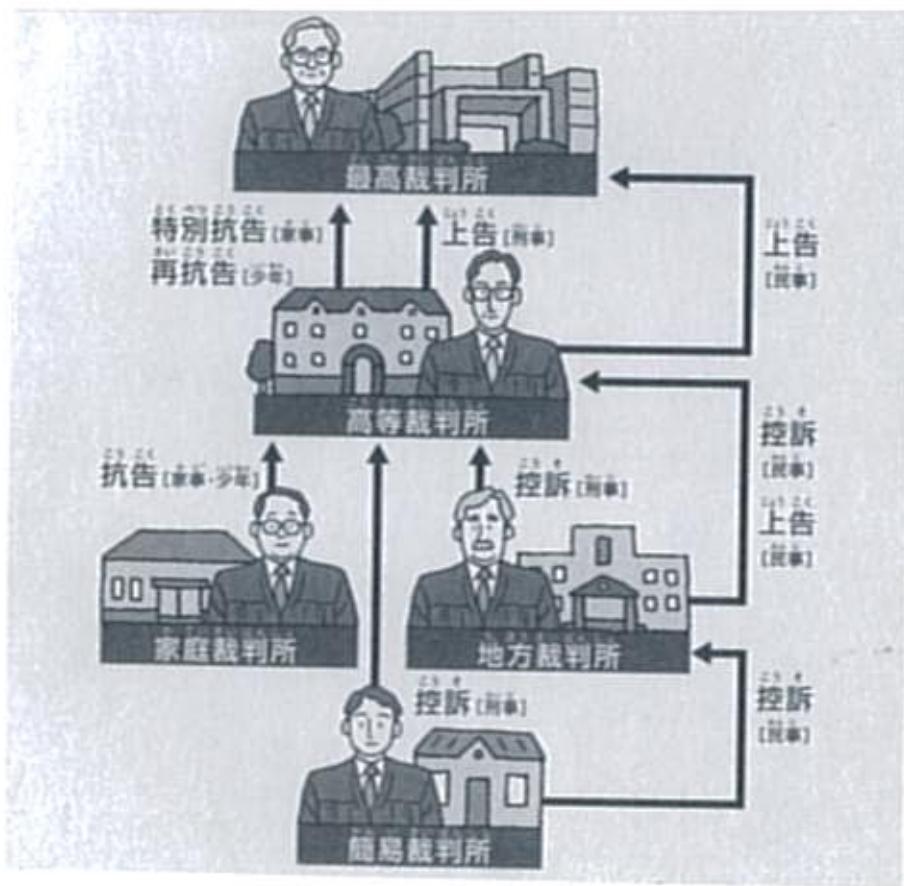
ここでは、裁判がどのような仕組みで成り立っているのかについて調べます。

### 5-1. 三審制

三審制とは、最初の裁判所が出す判決に納得かいかなかった場合に、判決をやり直せる裁判所が2つある制度のことです。

裁判は、国が強制力を持って刑罰を決めたり紛争の解決を図ることですが、人が人を裁くものなので、常に正しい結果が出るとは限りません。

したがって、より慎重で公平な裁判を行うために採用されたのが三審制です。



- ・軽い刑事裁判・民事裁判は簡易裁判所から、  
その他の刑事裁判・民事裁判は地方裁判所から  
はじまります。
- ・家事裁判や少年裁判は、家庭裁判所からはじまります。

〈家事裁判とは?〉家庭に関する紛争についての裁判です。

〈少年裁判とは?〉少年が起こした事件に関する裁判です。

しかし、現在の日本では最高裁判所でやり直す  
ことができるのは、極めてまれとなっています。やり  
直せたとしても、ほとんどの裁判で判決はひっくり

返りません。2007年では、2500件以上の刑事裁判の上告のうち、ひっくり返ったのはわずか3件です。このように、日本では高等裁判所で判決が確定する可能性が極めて高いため、皮肉をこめて二審制と呼ぶことがあります。

## 5-2. 裁判に携わる人々

裁判にはさまざまな人々が携わっています。そこで、裁判に携わる人々について調べることにしました。

まず、裁判の中で特に重要な役割をする裁判官・検察官・弁護士の仕事内容、またどうしたらなれるのかについて調べ、次にその他裁判を進める人について調べました。

### 5-2-1. 裁判官

#### (1) 裁判官の仕事

裁判官とは、裁判を行って訴訟などの事

件や紛争を法律にもとづいて解決する役割を持つ、特別職(国家公務員)の1つです。

裁判官は自らの良心に従って裁判を行い、日本国憲法と法律だけに拘束されるという内容が、憲法の第76条に書かれています。

裁判官の仕事には、裁判を行うほかに警察が事件を捜査したり犯人を逮捕する時に必要となる、令状発布手続きもあります。

## (2) 裁判官の種類

裁判官には次のような種類があります。

- ・最高裁判所長官
- ・最高裁判所判事
- ・高等裁判所長官
- ・判事
- ・判事補
- ・簡易裁判所判事

### (3) 法服を着た裁判官と裁判官のバッジ

法服は、人を公正に裁く裁判官の職の厳しさを象徴するものとして、着用が義務付けられています。法服の色が黒色とされているのは、黒色は他の色に染まらない点で、公正さを象徴する色として最適なものであると考えられたからだといわれています。

裁判官のバッジは、古代の鏡やたの鏡の形をしていて、中心に「裁」の字が浮き彫りになっています。鏡が非常に清らかで曇りなく真実を映し出すことから、裁判の理想を示しています。



### 5-2-2. 檢察官

#### (1) 檢察官の仕事

検察官とは、法律に違反した犯罪や事件

を調べて、起訴するかの判断を行なう国家公務員です。起訴にあたっては警察と協力することもありますが、被疑者を取り調べることもあります。裁判の執行を指揮するのも検察官の仕事で、政治家による汚職事件や経済に関する高度な知識を必要とする企業犯罪などを、独自に調べることもあります。検察官は「検事」とも呼ばれます。

〈被疑者とは?〉みずから犯罪行為をしたと思われる人のことです。

〈汚職事件とは?〉政治家などが自分の地位を利用して利益を得る不正行為に関する事件のことです。

〈企業犯罪とは?〉企業が利益を得るために行なう不正行為に関する事件のことです。

## (2) 検察官の仕事

検察官には次のような種類があります。

- ・検事総長
- ・次長総長
- ・検事長
- ・検事

## ・副検事

### (3) 検察官のバッジ

真ん中に太陽(紅)、まわりに菊の花びら(白)と菊の葉(金)があしらってあります。日差しのまわりに霜があるように見えることから「秋霜烈日(しゅうそうれつじつ)」のバッジと呼ばれています。「秋に降りる霜」と「夏の厳しい日差し」のことで、刑罰の厳しさと厳正な職務を示しています。



## 5-2-3. 弁護士

### (1) 弁護士

弁護士とは、人権を守り、社会正義を実現することを使命とした法律の専門家のことです。

刑事事件では弁護人として、民事事件では当事者の代理人として依頼者の正当な利益を主張します。

また、家庭や地域のトラブルなどについて法律の知識を使って解決のためのアドバイスを行なったり、法律に関する企業の事務を行なったりと、ビジネス分野の仕事も行ないます。

## (2)弁護士のバッジ

中央には「天秤、そのまわりを「ひまわり」の花でかこっています。天秤は「公平と平等」を、ひまわりは「自由と正義」を表しています。



弁護士会館の入り口

5-2-4.裁判官・検察官・弁護士になるためには?  
主な裁判官・検察官・弁護士になる方法を説明します。

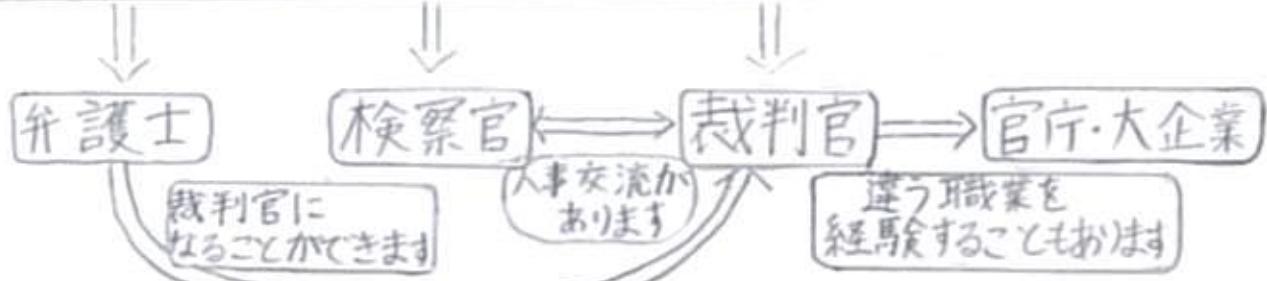
## ロースクール(法科大学院)修了者

2年のコースと  
3年のコースが  
あります

旧司法試験(2011年まで)

新司法試験

司法実習  
司法研修所+全国各地の裁判所・検察庁・弁護士事務所  
での実務修習



ごく少数ですが、大学の教授や国會議員が司法試験に合格せずに弁護士になる場合もあります。

### 5-2-5. その他裁判に携わる人々





## [裁判所書記官]

裁判のやりとりを記録して裁判がスムーズに進むように準備をします。

## [裁判所速記官]

法廷で速記事務を行ないます。今は無くなりつつあります。

<速記事務とは?>言葉を簡単な記号にして書き記すことです。

## (参与員)

非公開の裁判に立ち会ったり書類を審査したり

して、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べます。一般市民の中から選ばれます。

#### [家庭裁判所調査官]

家事事件、少年事件などについて調査を行ないます。

#### [司法委員]

裁判官が話し合いで解決しようとした時の補助をしたり、裁判官に参考となる意見を述べたりします。一般市民の中から選ばれます。

#### [調停委員]

裁判官とともに、当事者同士の話し合いの中で合意を得られるように争いの解決にあたります。一般市民の中から選ばれます。

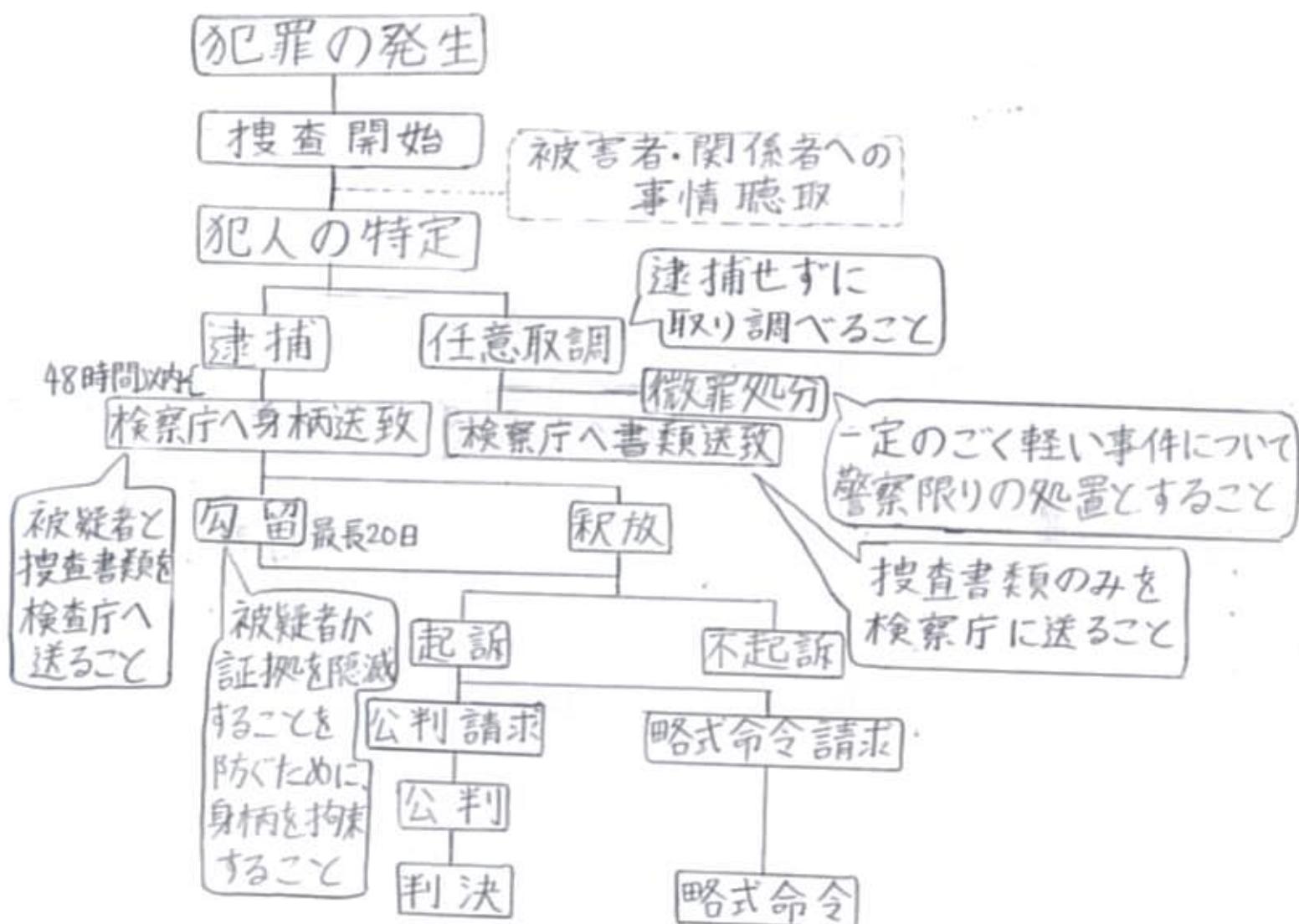
#### [裁判所事務官(廷吏)]

法廷内で裁判官の補助的な事務を行ないます。法廷内の隅々まで目を光らせて、細々とした業務を行ないます。

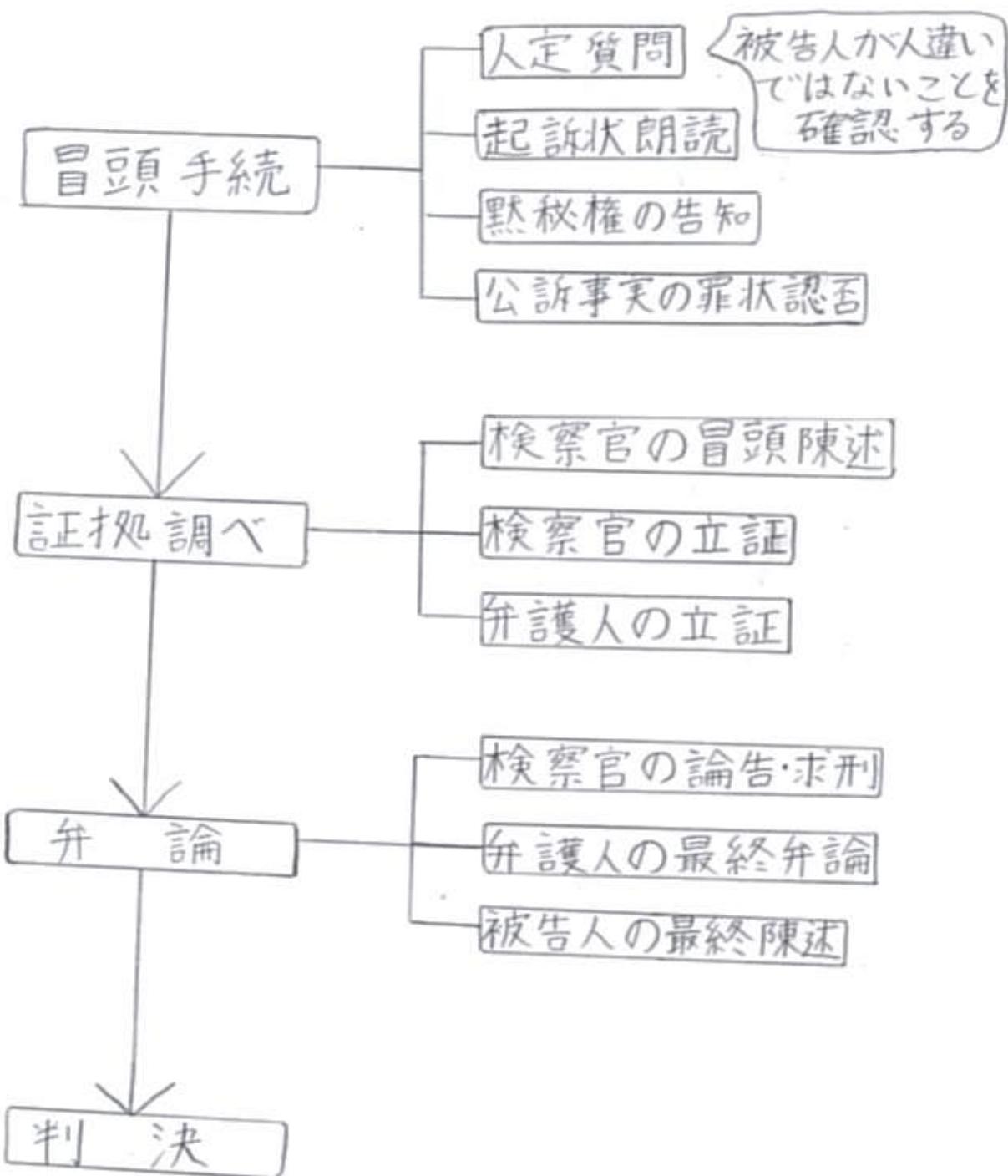
## 5-3. 裁判の流れ

### 5-3-1. 刑事事件

刑事裁判は、犯罪が発生してから裁判となるまで、次のような流れがあります。



そして、裁判の流れは次のようにになります。



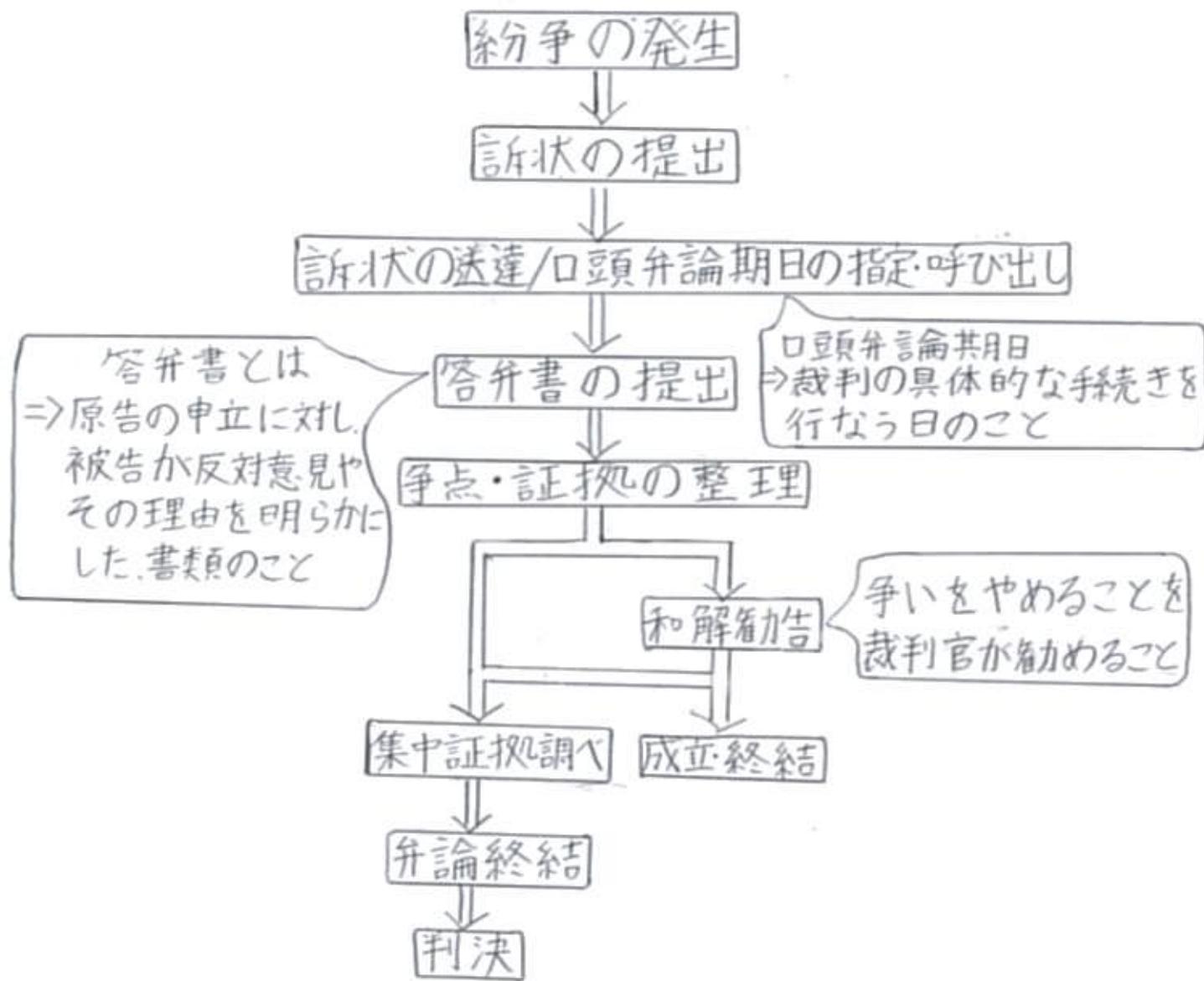
### 〈刑罰のいろいろ〉

- 死刑…被告の命を奪う
- 懲役…刑務所の中で労働をする
- 禁固…監獄に入れられる

他にも  
お金とする罰金などが  
ある

## 5-3-2. 民事裁判

民事裁判は、紛争が起つてから次のように進められます。



## 5-4. 裁判員制度

2009年5月21日から裁判員制度が司法制度改革の一環として始まりました。司法制度改革

とは、1999年から「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指すために行われている司法制度改革に関する改革です。第1章で書いたとおり、今年で始まって3年になりますが、まだ知らないことがたくさんあります。

ここでは、国民の義務である裁判員制度について調べました。

#### 5-4-1. 裁判員制度とは

裁判員制度とは、20歳以上の国民から選ばれた裁判官が、裁判官と同じ立場で事件を審理して、判決を下す制度のことです。(地方裁判所の裁判のみ参加します)

#### 裁判員制度になって変わること



- ・判決がわかりやすく、国民に近い結論となる
- ・法廷での審理が最優先となる

裁判員が参加する裁判には、次のようなものがあります。

### おもな裁判員制度対象の事件

#### おもな死刑または無期の懲役・禁固にあたる罪に関する事件 ( )は主な罪名

- 人を殺した場合 (殺人)



- 人にけがをさせ、その結果相手が死亡した場合 (傷害致死)



- 強盗が人をけがさせたり、死亡させた場合 (強盗致傷・強盗致死)



- 人がいる建造物に放火した場合 (現住建造物等放火)



- 強盗犯が人にけがをさせたり、死亡させた場合 (強盗致傷・強盗致死)



- 業として(営利目的で反復して)覚せい剤を販売した場合 (覚せい剤取締法違反)



- 老人や乳幼児、障害者などを、責任者が保護せず、死なせた場合 (保護責任者遺棄致死)



- アルコールなどで正常な運転が難しいときに自動車を運転し、人死亡させた場合 (危険運転致死)



- 通貨を偽造した場合 (通貨偽造)



## 5-4-2. 裁判員の仕事

裁判員の仕事は2つあります。

### (1) 事実認定の審理

- ・犯人は被告人で間違いないか。
- ・犯行の状況はどのようなものだったか。

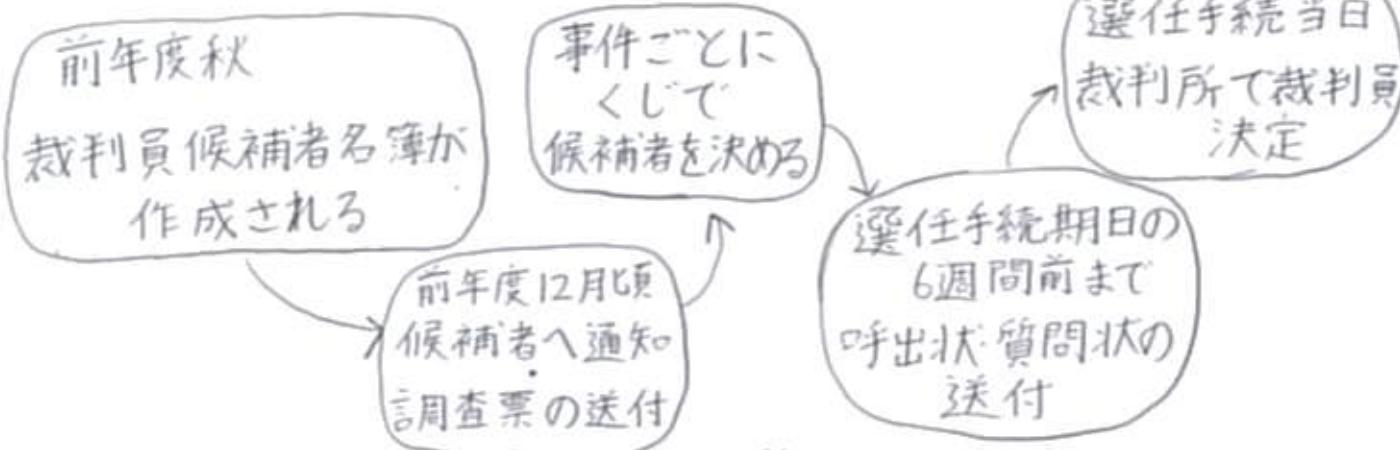
### (2) 量刑の審理

- ・有期懲役か無期懲役か死刑か。
- ・有期懲役の場合、何年にするか。また、場合によっては執行猶予をつけるかどうか。

〈執行猶予とは?〉犯罪をおかして判決を言い渡された人が条件つきで刑罰が免除されることです。

## 5-4-3. 裁判員の選び方

それでは、裁判員はどのようにして選ばれるのでしょうか？裁判員は次のようにして選ばれます。



ただし、裁判員には誰でもなれるわけではありません。

裁判員は司法権に関する立場となるため、三権分立の立場から立法・行政に関する人はなれません。また、裁判員制度の目的は一般国民の意見を裁判に反映させることなので、司法に関係している人もなれません。そして、事件の関係者も不公平な審理を避けるためになることができます。

主に次の人がなることができません。



他にも、ある程度の刑罰に処せられた人、逮捕されている人なども、裁判員には不適切だとされています。

裁判員はよほどのことがないかぎり辞退できませんが、次のような場合は辞退することができます。

### 裁判員を辞退できる人(おもなもの)

●70歳以上



●学生・生徒



●重い病気やけが



●親族や同居人の介護



●親族や同居人の養育



●重要な仕事があり、自分でなければ大きな損害となるおそれがある



●葬式、結婚式がある



●妊娠中や出産後8週間以内、もしくは妻や娘の出産への立会い



●遠隔地に在住しており、裁判所に通うのが困難



●過去5年以内に裁判員や検察審査会審査員を務めた



●過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行った



●その他、自分や第三者に身体上、精神上、経済上の重大な不利益が生じる



裁判員制度のキャッチフレーズは「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します」です。自分ももし裁判員に選ばれたら、自分自身でしっかりと罪を見極めたいです。



## 5-5. これからの裁判制度

日本では裁判は敷居が高く、紛争や事件が解決するまで何年もかかるイメージがあります。特に民事事件の場合は、問題が小さいうちに当事者間で解決可能であるにもかかわらず、こじれて裁判になってしまったケースも少なくありません。

このような状況の中、「民事訴訟を早くしてもらいたい」「裁判という手続きではなく争いを解決する仕組みがほしい」といった要望が大きくなっています。

こうした要望に応えて、裁判外紛争手続(ADR)の制度が導入されました。

そこで、今注目されつつあるADRについて調べ

ました。

### 5-5-1. ADRとは

ADRとは、Alternative Dispute Resolution の頭文字をとった略号です。ADRは、訴訟にたよらないで争いを解決する方法のことです。

### 5-5-2. ADRのやり方

ADRのやりかたには3種類あります。

#### ①あっせん

第三者の「あっせん人」が当事者の間に入って話し合います。当事者同士の話し合いが原則であるため、あっせん人が解決案を示すことがあっても拒否することができます。

#### ②仲裁

仲裁の解決に事前に当事者が合意した場合(仲裁合意といつ)第三者の仲裁人が争いについて判断を行って紛争を解決します。仲裁人

の判断は、裁判官の判決と同じように当事者に対する拘束力があります。当事者が従わない場合は、強制執行を起こすこともあります。

### ③調停

第三者である「調停人」が仲介することによって解決案が示され、当事者が同意すれば解決となります。あっせんと同じく、当事者は調停人の示した解決策を拒否することができます。

## 5-5-3. ADRの特徴

ADRの特徴には、次のようなものがあります。

### (1)長所

- ・裁判に比べて費用が定額である。
- ・訴訟よりも迅速な手続きが行われる。
- ・電話で申し込みができるなど、手続きが簡単である。
- ・当事者の都合や当事者の意向に応じて、柔軟に対応することができる。
- ・非公開のため、関係者以外に知られたくない情報が

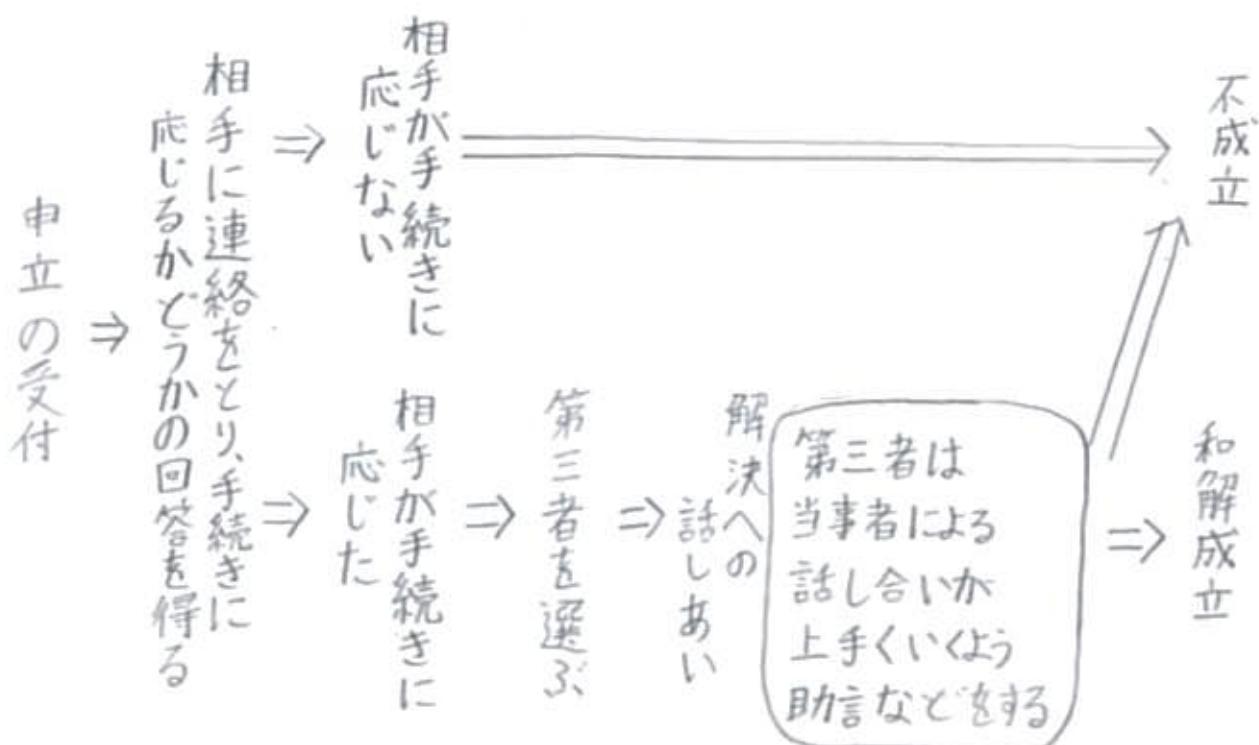
外に漏れることを、防ぐことができる。

## (2) 短所

- ADRのうち仲裁で仲裁合意を行なうと、その紛争については訴訟を起こせなくなる。
- 仲裁に不審を申し込めないため、仲裁合意内容を変更できない。
- 相手が解決手段に応じない場合は、争いの解決をはかれない。

## 5-5-4. ADRの流れ

ADRの一般的な流れは、次のようにになります。



## 5-5-5 ADR 機関

おもなADR機関には次のようなものがあります。

### (1) 行政機関のおもなADR機関

- ・国民生活センター
- ・消費生活センター
- ・建設工事紛争審査会

### (2) 民間機関のおもなADR

- ・日本弁護士連合会交通事故相談センター
- ・交通事故紛争処理センター

これらの紛争解決手段として重要な手段となるでしょう。

## 6.世界の裁判

今まで、日本の裁判についていろいろ調べてきました。私は、世界でどのようにして裁判が行われているのかを知りたくなつたので、世界の裁判について調べることにしました。

現在、諸外国では司法への国民参加は常識になりつつあります。そこで、ここでは各国の司法参加制度について調べました。

### 6-1. 諸外国の司法参加制度

諸外国では、陪審制度や参審制度がおもに採用されています。

陪審制度・参審制度・裁判員制度の違い

	裁判員制度	陪審制度	参審制度
評決権	事実認定&量刑	事実認定	事実認定&量刑
任期	事件ごと	事件ごと	定期

## 6-2. 諸外国の司法参加状況

諸外国の司法参加制度は、次のようになっています。

国	日本	アメリカ	フランス	イタリア	ロシア
制度	裁判員制度	陪審制度	参審制度	参審制度	参審制度
対象	一定の重大事件	被告人が否認している場合 陪審員裁判を選択した場合	一定の重大事件	一定の重大事件	一定の重大事件
評決権	事実認定 量刑	事実認定	事実認定 量刑	事実認定 量刑	事実認定 量刑
被告人の選択権	なし	あり	なし	なし	なし
構成	裁判官3名 裁判員6名	裁判官1名 陪審員12名	裁判官3名 参審員9名	裁判官2名 参審員6名	裁判官1名 参審員12名
選任方法	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出 +希望者	無作為抽出
任期	事件ごと	事件ごと	開廷期 (数週間)	3か月	2年
評決	有罪の場合は 裁判官・裁判員 少なくとも 1人以上いて 多数決	有罪の場合は 全員一致	有罪の場合は 三分の二以上 特別多数決	有罪・無罪は 多数決、量刑は 特別な計算 方法による 平均値	有罪・無罪は 原則として全員 一致だがまと まらない場合は 全員による多数決

## 7. 死刑制度

現在、今後も死刑制度を続けていくか廃止するかで、活発な議論が行われています。

そこで、死刑制度をめぐってどのような議論がくりひろげられているのかを中心に、死刑制度について調べることにしました。

日本では、「死刑」という刑罰が刑法で認められています。「死刑」とは、犯人の命を奪う一番重い刑罰のことです。殺人などの、重大な犯罪に対して科される可能性があります。

～死刑制度を廃止すべきだとする人の主張～

- ・死刑の執行後、えん罪とわかった場合に取り返しかつかなくなる。
- ・死刑は国による殺人であり、個人に対する重大な人権侵害となる。
- ・死刑は、憲法で禁止されている「残酷な刑罰」にあたる。
- ・犯罪を抑止する効果から考えても、死刑を禁止した国で凶悪犯は増えていないので、廃止しても犯罪

が増えるということにはならない。

・死刑制度の代わりに、受刑者を死ぬまで刑務所に拘束させる「終身刑」を新しく定めることができる。

～死刑制度を続けるべきだとする人の主張～

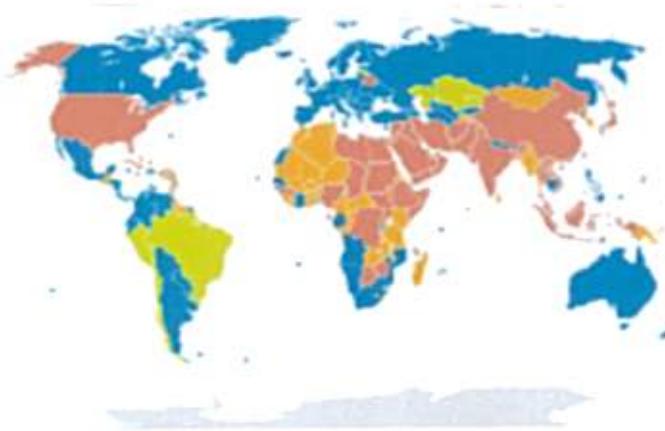
・犯人に家族を殺された遺族にとって、犯人は死刑になって当然だという気持ちがあるので、このような感情を無視すれば社会が成り立たなくなる。

・法の下で刑罰を科すことが許されているとともに、他の人の人権を守るためにには、人権を侵害した人の命を奪うこともやむ終えない。

・凶悪犯罪を犯したら死刑によって命を奪われるということが、犯罪の抑止につながっている。

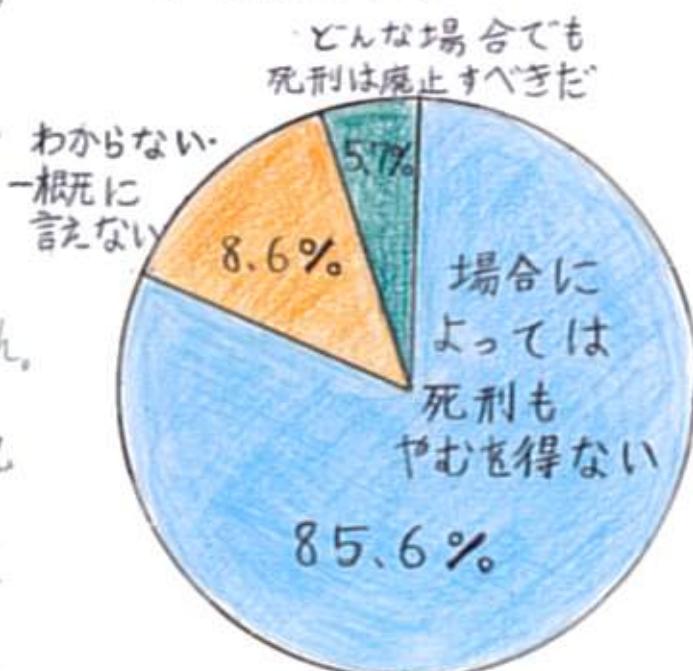
・死刑の代わりに提案されている終身刑は、むしろ終わりがない点で死刑より残酷だ。

世界的には死刑制度は廃止されつつあります。国際連合も死刑廃止条約を推進していて、国際連合の人権委員会は「日本の人権問題」として、「死刑制度の廃止もしくは停止」を求める勧告を出しています。



死刑制度の世界地図  
(2009年)

青…死刑を全面的に廃止  
緑…ほぼすべての刑で死刑を廃止  
オレンジ…死刑制度は存在しているが現在は行われていない  
赤…過去10年以内に死刑執行がされている



しかし、日本国民の大半が死刑制度を支持していることもあり、死刑制度は無くなっています。日本では、最終的に死刑執行を命じるのは法務大臣とされています。そのため、法務大臣の考によって死刑がほとんど命じら

死刑制度存廃に関する  
世論調査 (2009年)

ない、あるいは全く命じられない時もあれば、多數の死刑が執行されることもあります。

私は、死刑制度はやむを得ないのでないのではないかと思います。なぜなら、犯人に殺された被害者の遺族の感情を、考えないわけにはいかないとと思うからです。しかし、人が人の命を奪うことは非常に重いことでもあり、えん罪であった場合は取り返しかつかなくなることも事実です。これからどのような動きになるか注目しつつ、よく考えていただきたいと思います。

## 8. 裁判傍聴

裁判についていろいろ調べる中で、実際の裁判がどのように行われているのか、体感したくなりました。そこで、7月22日に裁判を傍聴してきました。ここでは裁判を傍聴をして、思ったことや感じたことをまとめました。

私は、2つの裁判の傍聴をしました。

### (1) 平成23年刑/常習累犯 窃盗

三十代男性の犯行でした。被告は精神的障害があり就職にトラウマがあったため、CDを万引きして転売し、お金を儲けていました。

弁護人は被告は就職活動を定期的に行なっていて、十分反省しているため、情状酌量を求めていましたが、検察官は前にも窃盗をして捕まつたことがあります、万引きした商品の数が889点で131万も儲けていたことから、職業的犯罪として懲役3年を求刑しました。

裁判の中で、被告は世間一般的にうらやましかれる、中高一貫校に入っていたという話がでてきて、

「人生は本当にわからないな」と思いました。

また被告は裁判の中でよくしゃべっていたため、一緒に傍聴していた私の母は、「話の仕方が慣れていて反省しているなそうだ」と言っていました。

私は、犯人が更生して無事働けるようになればいいなと思いました。

〈情状酌量とは?〉被告人の事情を考慮して、被告の刑を軽くすること。

## (2) 平成23年度刑/覚せい剤取締法違反

こちらも三十代男性の犯行でした。被告は前にも、覚せい剤取締法違反で逮捕されています。今回は前から知っていた密売人から覚せい剤を買っていたそうです。

検察官は、前回刑を終えた時から3年余りでまた覚せい剤を使用したため、再犯の可能性が高いとして懲役2年を求刑しました。しかし、弁護人は被告には妻子がいて、被告がないと家族も養っていけず、被告が勤めている会社も経営が悪化して

しまうなど、被告がいないと不利益になることがたくさんあり、被告も十分反省していることから、執行猶予付きの判決を求めていました。

この裁判には証人尋問がありました。証人は被告の妻の父でもある被告の会社の社長と、被告の妻の2人でした。私は、被告の会社の社長の話で驚いたことがあります。それは、被告の会社の社員が「被告に早く帰ってきてほしい」「被告が帰ってくるまで新しい社員を入れないでくれ」と社長に言っていたからです。犯罪を犯した人でも受け入れて待っている人がいることに、心の温かさを感じました。

この裁判については、7月26日に判決も聞いてきました。

判決は懲役2年、執行猶予5年でした。被告は犯行を潔く認め深く反省しているとともに、家庭を支えていて、会社でも重要な存在であることから、執行猶予付きの判決となりました。執行猶予の判決は次のようなことです。

- ・覚せい剤の注射器などを捨てる
- ・密売人との接触を断つ
- ・保護観察人をつける
- ・覚せい剤を断ち切るためのプログラムに参加する
- ・検査を定期的に行なう
- ・次覚せい剤を使ったら実刑となる

被告が、与えられたチャンスを生かし、周囲の人々の期待を裏切らないように社会復帰をしてほしいと思いました。

〈保護観察人とは?〉保護観察中(今回は執行猶予の間)に守らなくてはならないことを、守らせるように指導する人のことです。保護観察自体は、刑罰とは違います。

裁判を傍聴したことでの改めて裁判の大切さを感じました。罪を犯してしまった人をこの先どうするのかを、みんなで話し合うような場でした。

正直言うと、犯人が腰縄や手錠をつけて法廷に入ってくる姿は、模擬裁判の時も見たことがありましたかとても見苦しかったです。柵をひとつ超えた向こう側にいる犯人は、周りにいる大人と変わらない

ようて怖くなりました。しかしそのようない神聖な場所  
だったからこそ、裁判の大切さが伝わってきたのかなと  
思いました。

とても貴重な体験でした。



## 9. 模擬裁判

ここでは5年生の2学期に受けた模擬裁判についてまとめるとともに、今回裁判について調べたり、裁判傍聴をしたりして感じたことと照らし合わせながら思ったことをまとめました。

漫画の名探偵コナンにててくる1つ事件を参考にして、裁判をしました。

この裁判は殺人、現住建造物等放火被告事件についてでした。

現住建造物放火については争いは無かったのですが、殺人については殺人罪なのか過失致死罪なのかで言い分が違っていたので、検察官と弁護人で争いました。

検察は死刑を求刑しましたが判決は懲役15年でした。

私は弁護士(弁護人)の役をやりました。

途中作戦タイムという尋問で聞きたいことを同じ役の人同士で話し合いをする時間があったのですが、被告人の人権が守られるような質問

を考えるのはとても難しく、弁護士の人達はとても難しいことを裁判で行っているのだと感じました。

今回裁判について調べたことで改めて裁判の大切さを感じました。模擬裁判では裁判の仕組みで調べた通りに裁判を進めていましたが、模擬裁判では流れをはっきりと知らなかつたのでまたやりたいと思いました。さらに、裁判傍聴をしたことでの裁判の現実味が高まり、模擬裁判で感じ取れないくらいくした雰囲気を味わうことができました。

とても貴重な勉強になりました。

## 10. 調べた本とアドレス

### ・調べた本

①裁判員制度がよくわかる本

秀和システム・「開かれた裁判制度」研究会

②裁判のしくみが面白いほどわかる本

中経出版・伊藤良徳

③裁判のひみつ

学習研究社・青木萌

④図解 よくわかる裁判員制度

高橋書店・白木達也

⑤28の用語でわかる！ 裁判なるほど解説

フレーベル館・山根祥利

⑥法廷ライターまーこと裁判へ行こう！

エンタープレイン・岡本まーこ

⑦裁判所ナビ

最高裁判所事務総局

⑧法廷ガイド  
最高裁判所事務局

・アドレス

⑨`http://www.court-law-office.gr.jp/?P=449`

⑩`http://www.courts.go.jp/`

⑪`http://allabout.co.jp/gm/gc/3804`

⑫`http://www.kyushu.hpa.go.jp/higaisya/tetuduki.htm`

⑬`http://gakusyu.shizuka-c.ed.jp/shakai/seiji/05_2-saihan-syurui.htm`

⑭`http://www.8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/images/z02.gif`

⑮フリー百科事典 ウィキペディア

## II. 終わりに

今回、私は裁判について調べることによって、たくさんのこと学びました。

なにより、裁判は自分とは関係のないことではないということ、身近に起こる争いを解決するためのとても重要な手段であることが、わかったしました。

裁判はいつからできたのか、どのような人々が裁判に携わっているのか、裁判員制度に関することなどの、もともと知りたかったことは知ることができましたが、それ以上に裁判外紛争解決手続について、死刑制度の問題など、多くのことを学ぶことができました。

裁判には、少年犯罪の凶悪化、えん罪に関する問題、犯罪によって被害を受けた人の人権問題など、ここでは調べられなかった問題がたくさんあります。このような問題を解決するためには、国民が裁判に関心を持つことが重要だと思います。

しかし、裁判に関心を持っていない人はまだまたたくさんいます。裁判が国民にとっても、と

身近なものになってほしいと思います。さらに、國民が利用しやすい司法制度ができてほしいです。